

第4章 地域生活移行等の目標設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者本人の心身の状態や地域生活等に対する意欲に合わせ、各入所施設と調整を図りながら自立訓練等のサービスを推進し、施設から地域生活への移行を進めます。

また、障害者等の地域における日々の生活を支えるため、居宅介護、生活介護等の一層の拡充を図るとともに障害者等への理解を深め、地域で安心して生活できる環境づくりに努めます。

【国の基本指針の内容】

- 令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を令和5年度末までに、地域へ移行します。
- 令和5年度末時点での施設入所者を令和元年度末時点の施設入所者から、1.6%以上削減します。

【県の目標】

項目		目標	考え方
令和2年3月31日時点の入所定員(A)		2,184人	都民施設を除いた障害者支援施設の定員総数
令和5年度目標	地域生活移行者数 (令和5年度末までの累計)	32人	(A)の約1.5%
	入所者数	現状維持	真に入所支援を必要としている障害者を考慮

◇目標に向けた取り組み

- 就労支援や地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域における安心した暮らしを支える支援体制等の推進を図ります。

【大田原市の目標値】

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目		目標	考え方
令和元年度末入所者数(A)		102人	令和2年3月31日現在
令和5年度目標	地域生活移行者数	6人	(A)の6%
	入所者数(B)	100人	市外施設入所者も含む
	削減数(A-B)	2人	(A)の1.6%

◇目標に向けた取り組み

- グループホームの整備を促進します。
- 居宅サービス及び日中活動の場を確保します。
- 障害及び障害者に関する理解の促進を図ります。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針の内容】

- 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域での生活日数の平均を 316 日以上にします。
- 令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の目標値を設定します。
- 令和 5 年度の精神病床における入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上、入院後 6 か月時点の退院率を 86%以上、入院後 1 年時点の退院率を 92%以上とします。

【県の目標】

項 目	目 標	考 え 方	
地域平均生活日数	316 日	国の基本指針に基づく	
1 年以上長期入院患者数	2,422 人		
65 歳未満	959 人		
65 歳以上	1,463 人		
入院後の退院率	3 か月時点		69%
	6 か月時点		86%
	1 年時点		92%

◇目標に向けた取り組み

○地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）のための体制強化や精神障害者退院後支援等の推進を図ります。

【大田原市における精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について】

- 国の基本指針で示されている協議の場の設置について、栃木県県北健康福祉センターの助言をいただきながら、近隣市町との連携も含め、検討します。

3 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針の内容】

- 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域内に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

【県の目標】

- 令和5年度末までに地域移行・地域定着に特化した相談支援やサービス利用調整を行う仕組みと共に、本県の各地域において必要とされる機能を持つ体制を整備します。

- 機能等
 - ・地域移行、地域定着を専門とする相談支援
 - ・グループホームの体験利用
 - ・地域生活者の必要に応じた短期入所受入
 - ・専門的な人材の確保、養成
 - ・地域の体制づくり

- ・地域生活支援拠点等の体制整備に関する目標

項 目	数 値	考 え 方
地域生活支援拠点等体制整備 市町数	25	市町村の区域を基本とし、少なくとも1つの地域生活支援拠点等の体制を整備。ただし、地域の実情に応じ複数市町による共同実施も可能。

※多機能拠点整備型（新たに施設を整備し、併せて拠点として必要な機能を集約）
日光市・小山市

※面的整備型（複数の施設や事業所が連携して拠点の各機能を分担する）
足利市・栃木市・鹿沼市・真岡市・大田原市・芳賀郡（益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）・野木町・那須町

※多機能拠点整備型と面的整備型の複合型 佐野市

【大田原市における地域生活支援拠点等の整備目標】

- 本市における地域生活支援拠点の整備については、平成30年度から面的整備により、必要な機能5つのうち、緊急時の受入れ機能とグループホームの体験機能の2つを整備しております。今後は、近隣市町の支援拠点事業の連携と基幹相談支援センターの整備を進捗させながら、現在整備されていない機能の充実を図ります。

4 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業者とともに一般就労への不安解消に努め、関係機関等と連携を強化し、企業等への働きかけを実施するなど、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

【国の基本指針の内容】

- 令和5年度中に一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にする。そのうち、就労移行支援については、1.30倍以上、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指します。
 - 就労定着支援事業の利用者について、令和5年度における就労移行支援から一般就労に移行する者の7割の利用を目指します。
- また、就労定着支援事業のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。

【県の目標】

- 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標

項目	数値	考え方
一般就労への移行者数	254人	令和元年度実績200人の1.27倍
就労移行支援事業	117人	令和元年度実績90人の1.30倍
就労継続支援A型事業	98人	令和元年度実績78人の1.26倍
就労継続支援B型事業	39人	令和元年度実績32人の1.23倍
一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した者	7割以上	
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所	全体の7割以上	

◇目標設定の考え方

- 障害者の福祉施設から一般就労への移行を促進する観点から、全国的な状況を踏まえた国の基本指針に準じて目標を設定しています。

◇目標に向けた取り組み

- 就業面及び生活面の一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターの機能が効果的に発揮できるよう、障害者就業・生活支援センター等担当者連絡会議を活用するなど、福祉、産業、労働及び教育機関との連携を強化します。
- 障害者就労支援事業所等の職員を対象とした研修事業を実施し、就労支援の技術向上を図り、一般就労への移行者数の増加及び職場定着率の向上を促進します。
- 一般就労が困難な障害者が障害特性に応じた働き方を選択し、経済的に自立した生活を送れるよう、福祉的就労の工賃向上を図ります。

【大田原市の目標】

- ・福祉施設から一般就労への移行等に関する目標

項 目	数 値	考 え 方
一般就労への移行者数	17 人	令和元年度実績 14 人の 1.27 倍
就労移行支援事業	7 人	令和元年度実績 6 人の 1.30 倍
就労継続支援 A 型事業	5 人	令和元年度実績 4 人の 1.26 倍
就労継続支援 B 型事業	5 人	令和元年度実績 4 人の 1.23 倍
一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した者	7 割以上	
就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所	全体の 7 割以上	

◇目標に向けた取り組み

- 地域自立支援協議会を活用し、ハローワークや県北障害者就労・生活支援センター等関係機関との情報ネットワークの拡充に努めます。
- 福祉施設における雇用拡大を図るため、官公署の福祉施設の受注拡大による就労の充実を推進します。

5 障害児支援の提供体制の整備等

- (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【国の基本指針の内容】

- ・令和 5 年度末までに児童発達支援センターを各市町又は各圏域に少なくとも 1 か所に設置します。
- ・令和 5 年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を整備します。

【県の目標】

- ・障害児通所支援における障害児及びその家族に対する支援について、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、令和 5 年度末までに地域における支援体制を整備します。

〈県における設置状況〉

- 児童発達支援センター・・・4 市（宇都宮市、佐野市、那須塩原市、さくら市）7 か所に設置
- 保育所等訪問支援・・・13 市町（宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、那須塩原市、さくら市、上三川町、壬生町、野木町）19 事業所で提供

【大田原市における設置目標】

- 国の基本指針で示されたとおり、県北圏域で1ヵ所設置されており、保育所等訪問支援も実施されています。

児童発達支援センターは、地域における中核的な支援施設となることから、市における設置についても協議してまいります。

(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

【国の基本指針の内容】

- 令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保します。

【県の目標】

- 児童発達支援センターや聾学校等と連携した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。
- 本県における難聴児支援体制については、母子健康部局において、新生児聴覚検査及びフォロー体制を整備し、聾学校において聴覚障害児への支援のセンター的機能を担ってきました。また、障害福祉部局において療育を含めた障害福祉サービス体制の充実を図っています。

【大田原市における設置目標】

- 県及び子ども幸福課と連携し、障害児通所支援事業等の充実を図ってまいります。

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本指針の内容】

- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保します。

【県の目標】

- 重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスを受けられるように、令和5年度末までに地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

〈県における設置状況〉

○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

- ・ ・ ・ 5圏域（宇都宮、県西、県東、県南、両毛）5市（宇都宮市、日光市、真岡市、栃木市、足利市）に設置

○重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所

- ・ ・ ・ 6圏域（宇都宮、県西、県東、県南、県北、両毛）6市（宇都宮市、日光市、真岡市、栃木市、足利市、那須塩原市）に設置

【大田原市における設置目標】

- 重症心身障害児を支援するための児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と市単独での確保することが困難であると予想されますので、圏域での利用について検討してまいります。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国の基本指針の内容】

- 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

【県の目標】

- 医療的ケア児支援のための協議の場及びコーディネーター配置に関する目標

項 目		数 値	考 え 方
協議の場の設置	圏域	6	全圏域に設置
	市町	25	全市町に設置 市町単独での設置が困難な場合は、圏域での設置も可能
コーディネーターの配置	県	1	県に配置
	市町	25	全市町に必要な人数を配置

◇目標設定の考え方

○国の基本指針に即して目標を設定し、引き続き、協議の場の設置促進、コーディネーター養成研修の実施により支援体制の充実を図ります。

〈県における整備状況〉

○平成28年10月に栃木県自立支援協議会医療的ケア児支援検討部会を設置し、医療的ケア児とその家族が地域で健やかに安心して暮らすことができるよう施策の方向性等を検討しています。また、5圏域23市町において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場が設置されています。

○平成30年度から医療的ケア児等コーディネーター養成研修を開始し、医療的ケア児等のライフステージに応じた切れ目のない支援を適切に行える人材の養成を実施しています。

【大田原市の目標】

- 医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として、地域自立支援協議会において部会等の設置を含め、検討・実施してまいります。
- 医療的ケア児等支援コーディネーターについては、県実施の医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が5名おり、うち2名が大田原市障害者相談支援センター相談員として配置・活動しております。今後も県の養成研修等を活用し、コーディネーターの拡充に努めます。

6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針の内容】

- ・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

【県の目標】

- ・基幹相談支援センターを設置していない市町に対し、助言や情報提供を行い、設置促進を図ります。

◇目標に向けた取り組み

- 基幹相談支援センターの設置促進
- 相談支援専門員の養成・質の向上のための研修の実施
- 圏域調整会議等を活用した市町間の連携・情報交換の促進

【大田原市の目標】

- ・障害者等の様々な支援に向けて身近なところで適切なアドバイスができるような相談支援体制の充実は不可欠なことから、地域自立支援協議会相談支援部会にて、様々な困難ケースや問題に対して情報共有・共通認識を図り、また、県の研修等を活用し、更なるスキルアップの向上に努めます。また、指定特定相談事業所の設置促進と相談支援専門員の資格取得研修について、県の研修機関と協議し、充実に努めます。
- ・地域自立支援協議会や関係機関及び近隣市町の地域生活支援拠点事業等との連携を図りながら、基幹相談支援センターの設置に努めます。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針の内容】

- ・令和5年度末までに、都道府県及び市町村において、サービスの質の向上を図るための取組を実施する体制を構築します。

【県の目標】

◇目標に向けた取り組み

- 県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施
- 指導監査結果を市町と共有する体制の構築
- 構築した体制での共有回数（年1回を活動指標とする。）

【大田原市の目標】

- ・那須地区障害福祉従事者等連絡会において、那須地区の障害福祉サービス事業者と行政機関等の情報交換、サービスの質の向上に努めます。
- ・地域自立支援協議会事業所部会において実施する情報共有及び資質向上のための研修会や県等で実施している各種研修会への積極的な参加を呼びかけます。